

ナノサイエンス・ナノテクノロジー高度学際教育研究訓練プログラム 博士前期課程プログラムを履修する際の注意事項について（補足説明）

ナノサイエンス・ナノテクノロジー高度学際教育研究訓練プログラム博士前期課程の大学院高度副プログラム（9単位以上、内専攻外講義科目4単位以上を含む）、または大学院副専攻プログラム（14単位以上、内専攻外講義科目7単位以上を含む）を履修し、それぞれのプログラムの修了認定を受けるためには、それぞれ34単位以上、37単位以上を修得することが条件です。（プログラム案内冊子 pp.1~2 参照）その際、プログラムの修了に必要な単位と所属している研究科の専攻（領域）の修了に必要な単位との重複は認められません。ただし、所属する専攻（領域）の修了に必要な最低修得単位数（30単位）以外に、それぞれ最低4単位、7単位は、ナノ高度学際教育訓練プログラムの選択コースの単位として修得する必要があります。

特に、基礎工学研究科所属の大学院生諸君に関して

基礎工学研究科では、ナノ高度学際教育訓練プログラムの独自科目のうち、ナノテクキャリアアップ特論、ナノテクノロジー社会受容特論 A,B ナノテクノロジーデザイン特論 A,B が学際選択科目（修了要件に認められる単位）に指定されている領域が多くありますので、これらの分野に所属する博士前期課程の学生諸君は以下の点に注意してください。

ナノテクキャリアアップ特論のみが学際選択科目となっている領域、およびナノテクキャリアアップ特論、ナノテクノロジー社会受容特論 A,B ナノテクノロジーデザイン特論 A,B が学際選択科目となっている領域では、修了に必要な最低修得単位数（30単位）にこれらの講義の単位を含めると、30単位を超える部分にプログラムの認定を受けるために必要なナノ高度学際教育訓練プログラムの選択コースの単位数（副プログラム：4単位以上、副専攻プログラム：7単位以上）が不足する可能性があります。このことはナノ高度学際教育訓練プログラムの選択コースの指定科目以外の領域外科目を合わせて修得した場合に起こりえますが、該当の領域外科目を修了要件単位に認定する手続きを取っておくとこの問題を回避できますので、G票提出の際に忘れずに届けてください。認定を受けられない場合は、ナノ高度学際教育訓練プログラムの選択コースの指定科目をその分余分に修得する必要があります。

なお、大学院高度副プログラム（9単位、内専攻外講義科目4単位以上を含む）、または大学院副専攻プログラム（14単位、内専攻外講義科目7単位以上を含む）の専攻外講義科目の単位数としては、他研究科と同様に、ナノテクキャリアアップ特論、ナノテクノロジー社会受容特論 A,B ナノテクノロジーデザイン特論 A,B を含めることができます。

※ 本件について、質問がある場合はナノプログラム事務局（文理融合型研究棟3階303号室）へご相談下さい。 メールアドレス：nano-program@insd.osaka-u.ac.jp